

平成 29 年

南三陸町議会議録

第1回臨時会 2月7日 開会
2月7日 閉会

南三陸町議会

平成 29 年 2 月 7 日 (火曜日)

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成29年2月7日（火曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 後藤伸太郎君 | 2番 | 佐藤正明君 |
| 3番 | 及川幸子君 | 4番 | 小野寺久幸君 |
| 5番 | 村岡賢一君 | 6番 | 今野雄紀君 |
| 7番 | 高橋兼次君 | 8番 | 佐藤宣明君 |
| 9番 | 阿部建君 | 10番 | 山内昇一君 |
| 11番 | 菅原辰雄君 | 12番 | 西條栄福君 |
| 13番 | 後藤清喜君 | 14番 | 三浦清人君 |
| 15番 | 山内孝樹君 | 16番 | 星喜美男君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 後藤伸太郎君 | 2番 | 佐藤正明君 |
| 3番 | 及川幸子君 | 4番 | 小野寺久幸君 |
| 5番 | 村岡賢一君 | 6番 | 今野雄紀君 |
| 7番 | 高橋兼次君 | 8番 | 佐藤宣明君 |
| 9番 | 阿部建君 | 10番 | 山内昇一君 |
| 11番 | 菅原辰雄君 | 12番 | 西條栄福君 |
| 13番 | 後藤清喜君 | 14番 | 三浦清人君 |
| 15番 | 山内孝樹君 | 16番 | 星喜美男君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 佐 | 藤 | 仁 | 君 | | |
| 副 | 町 | 長 | 最 | 知 | 明 | 広 | 君 |

| | | |
|-----------------------------|-----|------|
| 総務課長 | 三浦 | 清隆君 |
| 企画課長 | 阿部 | 俊光君 |
| 震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長 | 檀浦 | 現利君 |
| 管財課長 | 仲村 | 孝二君 |
| 保健福祉課長 | 三浦 | 浩君 |
| 環境対策課長 | 小山 | 雅彦君 |
| 産業振興課長 | 高橋 | 一清君 |
| 産業振興課参事 (農林行政担当) | 佐久間 | 三津也君 |
| 建設課長 | 三浦 | 孝君 |
| 建設課技術参事(漁港・漁集事業担当) | 宮里 | 憲一君 |
| 危機管理課長 | 佐藤 | 修一君 |
| 復興事業推進課長 | 糟谷 | 克吉君 |
| 復興市街地整備課長 | 小原田 | 満男君 |
| 上下水道事業所長 | 及川 | 明君 |
| 総合支所長兼地域生活課長 | 阿部 | 修治君 |
| 総務課長補佐 | 大森 | 隆市君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|----|-----|
| 教育長 | 佐藤 | 達朗君 |
| 教育総務課長 | 菅原 | 義明君 |
| 生涯学習課長 | 阿部 | 明広君 |

事務局職員出席者

| | | |
|-----------------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 孝志 |
| 総務係長 兼議事調査係長 | 畠山 | 貴博 |

議事日程 第1号

平成29年2月7日(火曜日) 午前9時59分 開会

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 1 号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第 2 号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第 3 号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

ことしに入りまして、第1回目、初の議会となります。慎重かつ活発なご審議をくださいますよう、お願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成29年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成28年第9回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、南三陸志津川福興名店街（南三陸さんさん商店街）の営業終了について、ご報告を申し上げます。

平成24年2月25日に仮設商店街としてオープンいたしました南三陸福興名店街（南三陸さんさん商店街）が昨年12月末をもちまして営業を終了いたしました。震災後の地域を支える商店街として、また本町を訪れていただいた多くの皆様をおもてなしする商店街として32店舗で営業してまいりましたが、本設の商店街建設に伴い、仮設商店街としての役目を終えたところです。

営業最終日となりました昨年12月31日には、町民有志や支援ボランティアの皆さんのが呼びかけにより、南三陸さんさん商店街卒業式がとり行われ、これまでの約5年間の歩みを振り返りながら、商店主一人一人に卒業証書が手渡され、そのご苦労とご支援をいただいた多くの皆様に感謝を申し上げ、心温まる卒業式となりました。

新しいさんさん商店街は、本年3月3日に28店舗にてオープンいたします。復興に向けたまち開きのスタートを飾り、住まいの再建が進む中、町民皆様の日常生活の利便性向上を担うとともに、引き続き本町の交流人口の拡大を図るにぎわい創出の拠点として、今後のご活躍を大いに期待するところでございます。

次に、三陸沿岸道路、南三陸道路（志津川インターチェンジから（仮称）南三陸海岸インターチェンジ区間）の開通について、ご報告を申し上げます。

国土交通省が整備を進めておりました三陸沿岸道路、南三陸道路のうち、志津川インターチェンジから（仮称）南三陸海岸インターチェンジまでの3キロメートルの区間について、本年3月20日に開通することが国土交通省仙台河川国道事務所から発表されました。本区間の開通は三陸沿岸部を北進するものであり、今後、地域産業の活性化や交流人口の拡大などを図る上で、その整備効果を大いに期待するものであります。なお、当日の開通時刻、開通式典につきましては、後日発表される予定となっております。

また、南三陸道路の（仮称）南三陸海岸インターチェンジから（仮称）歌津インターチェンジまでの区間につきましても現在整備が進められており、来年度中の完成が予定されておりますが、一日も早い供用開始を目指し、国、県並びに関係機関との連携をこれまで以上に強

化してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり） ないようありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度寺浜漁港防潮堤設置工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第1号の説明をいたします。

議案書は1ページ、参考資料のほうは11ページをお開き願います。参考資料に沿いまして説明をしたいと思います。

工事名は、平成27年度寺浜漁港防潮堤設置工事であります。

工事場所は、戸倉字寺浜地内。

工事の概要につきましては、施工延長が、片側の防潮堤が47.7メートル、もう片側が4メートルということで、合計51.7メートルでございます。このうちの被覆ブロック71個、それから浮上式の起伏型ゲートの1基を整備いたします。

見積もり業者は須藤建設でございまして、契約額につきましては、議案書の1ページにございますように6,178万6,800円でございます。

工期といたしましては今年度末まで、平成29年3月31日までとなっております。

次に、13ページをお開き願います。平面図がございます。この平面図の右側のほうがいわゆる盛り土型の防潮堤でございます。

次の14ページに図面がございますが、こんな形で緩傾斜の堤防をつくるというものでございます。赤く塗りました下側につきましては、さきに施工いたしておりますので、今回はその赤い部分、ブロックの上部のほうでありますとか、終わったところの埋め戻し部分等を行います。それから、この防潮堤の真ん中を乗り越し道路が通りますので、これの整備もいたします。

それから左側のほうが4メートル、高さ1メートルの浮上式の防潮堤でございまして、これは15ページに図面がございます。これが、通常はぺたんと下に、右の上のほうの図面にはぱたぱた上がったり下がったりしている図があると思いますが、上のほうの図面が上がったほうの図面です。下のほうがぱたんと下へおりたときの図面になります。通常は下のほうであります、これに水が乗ってくると、その下にあるのが浮上してくると、浮いてくるということで閉まるというふうな構造になっております。

整備の内容につきましては、以上のようなものでございます。

それから、12ページに工事請負の仮契約書を添付しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 契約方法でありますけれども、随意契約、見積もりでやられたと。その経緯ですね、どういったことでこの見積もり徴収により随意契約になったのか、経緯をお示

しください。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） この工事につきましては、去年の3月に全体の工事といたしまして約9,200万円ほどで契約をいたしました。この時点で、明許繰越費を使って契約をいたしましたので、現在の年度になりますと、現在、事故繰越の予算を使っての工事ということになっております。

それにつきまして、工期が1年ちょっとではなかなか終わらなかつたものですから、12月に変更契約をいたしまして、打ち切りを精算いたしました。これが、その後残った部分についての工事をこの工事でしようということで、現在施工されている須藤建設さんと随意契約をするということにいたしたものであります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっとわからないので聞くんですけども、例えばその明許、あるいは最終的には事故繰越だと。新しい契約という形になるのかどうなのか。そういう場合には、必ず以前やった業者さんではなくてはならないということにうたわれてあるのかどうか。新たな入札ではやれないのかということですよ。その辺。一般的に考えた場合には、前にやった業者さんがわかるから、やりやすいだろうという意味合いであればいいんですが、そういった、ただ法律的にその契約する際の規則とか、そういったものでちゃんとうたわれているのかどうかということ、それはいかがなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 特に現在やっている業者と契約をしなければならないという決めはございません。この場合も打ち切りをして、業者さんが終わるのを待って、あるいはそのままでも別途、一般競争入札に付すようなことは可能であると考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。

ちょっと聞きづらい点もあるかと思いますけれども、1点だけお伺いいたします。

この施工を、ただいまの説明では、水が来て、ぱたぱたと上がっていくというようなご説明でしたけれども、例えばこれがどこで管理していくのか。町が管理するのか、部落が管理していくのか。災害は予測なく来ますけれども、その整合性というか、例えば詰まったとか、思うように、機械物ですから、動かなくなつたとか、そういう場合はどのように管理してい

くのか。例えば建物であれば10年まで保証があるとかあるんですけれども、こういう漁港の工事なんていうのは保証というものがどのような形になっているのか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） こういう防潮堤なんですけれども、一番管理が簡単といいますか、何もしなくてもそのまま役に立つかというと、この右端のように緩傾斜の堤防をつくってしまうと。これになりますと、別に水が来ようが来るまいが、このものがあるということになりますので、どうということはないというふうになります。ただ、こういうふうに上げてしましますと、乗り越すのが非常に大変でありますとか、そういうことが出てきますので、こういう場合に穴ぼこをあけると、そこを通ると。これは陸閘という形になっています。この前、津波のときも、こういう陸閘形式のところを津波が来るのでということで閉めに行かれたという方が何人かお亡くなりになったということで、こういう陸閘をどんなふうに管理していくのかというのが非常に大きな課題になっております。

一番、お金もあれば何もあれば、いわゆる遠隔操作で、例えば役場の防災ルームか何かでテレビを見ながらスイッチをぽんと押せばギヤーと閉まるということがあれば一番よろしいんですけども、これをしますと、設置費用あるいはその後の維持管理に、ただスイッチを押しても動かなかつたらそれこそ話になりませんし、ということで、多額の費用がかかるということで、何もしなくても水が来たら勝手に上がるというのがいわゆるこの方法の売りになっています。

今おっしゃいますように、例えば泥んこの車が通ったときに土が詰まって、上がるや、上がりへんやん、どないしてくれんねんと、こういうお話だと思うんですが、それについては年に何回かのメンテをやはりしていかなければならないと。その辺のところは今後どれぐらいの頻度で何をしていくんだということは詰めていく必要があろうかと思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） こういう機械物といいますか、常時管理していけば長く使えるものと思われますけれども、その辺は地区の使う人たち、利用者の人たちと十分話し合って、常々ここに目を向けて、災害時もうまくこれが起動するような、そういう管理体制をぜひお願いしたいと思いますので、つくったからそれで終わりでなくて、つくった後の管理体制も地区の人たちのご協力をもらうようにご指導方お願いいたします。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私も2点だけ伺いたいんですけれども、まず1点目、先ほどのタラップなんですけれども、年何回か管理とあったんですが、例えばガスの警報器みたいに、何かピッとするとき、そのあれば機能しているとわかるように、このタラップの場合、先ほどの泥が詰まった、いろいろあるんですけども、何らかの形で作動するかどうかという簡単な点検というのが、そういう方法があるのかどうか伺いたいと思います。

あともう一点、関連になると思うんですけども、寺浜漁港ということで、私、先日もコンビニでちょっと買い物をしていましたら、地区の方から、何か使うのに危険というか、危ないということで話があって、具体的な内容は聞かなかったんですけども、そのうち行ってお聞きしようと思っていたんですが、例えば波が上がるとか、そういう指摘というか、当局のほうにそういう事案が話として上っているのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 点検、何か悪くなったら、どこかでピコンピコンとつくとかいうふうなものですか。（「実際に動かす。点検で」の声あり） 点検で動かすのにですか。これは、実際動かすとなると、周りへ土のうを積んで水を放り込むと、ちょっと上がれば、あとはもうちゃんと上がりますから、そんなに高く1メートルも積まなくて大丈夫だということでやると思います。

それから、ちょっと雲をつかむようなお話で何なんですけれども、私どもが聞いておりますのは、先ほどの13ページの図面がありますが、右のほうから真ん中辺の上のほうに向かって防波堤がございます。ここのつけ根のところで水が、すき間があいてというんですか、入るというふうなことでお話を伺いしたことはございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） 点検方法に関しては、土のうを積んで、あらかじめ水で検査するということでおわかりました。

あともう一点、漁港の関係なんですけれども、そういう話というのは余り通っていないということでおろしいのかどうか。先ほど図面から言うと、何か上がるということで、波碎きのようなものを入れてほしいような、ちょっとした話しかできなかつたんですけども、あとは詳しいことは議長にと。議長は議場の上にいるからどうのこうのということだったんですけども、そこで漁港の一旦復旧したやつを今後安全な形で再度改修していく上での、そ

ういった工事というのは予算的に簡単にできるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 先ほどの質問でしたら、簡単にい
うのはとても無理だと思います。それで、今現在はそういう防潮堤の工事でありますとか、
災害復旧工事の残りの工事等について一生懸命やっております。順次、一般的な工事も手を
かけていっているところであります。この防波堤に波が当たって、それが越波すると。どん
と大きな波が来たとき、越波すると。ですから、そこへテトラみたいな消波工を入れてほし
いというお話だと思います。そういうところはたくさん話を聞いておりまして、それについ
てはまた何かチャンスがあれば順次やりたいなというふうには思っているところであります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、そのテトラに関してなんですかけれども、実は私のお世話になって
いる折立もそうなんですが、全町でそういったテトラ関係の要望というんですか、お願
いとか、何カ所ぐらい来ているのか、もしおわかりでしたら。そして、その最重要の優先
順位というか、そういったものはついているのかどうか。もしついているようでしたら、先
ほどの行政報告じゃないんですけれども、私も地区の人たちに声をかけて、町長のところに
要望すれば何らかの形で実現する可能性は早くなるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、参事にかわりましてお話を申し上げたいと思います。

基本的には消波ブロック、当然、広域的に地盤沈下をしたということで、震災前の状況に戻
してもやはり波の入り方が違ってきておりますので、基本的には全漁港からそういうお話は大
なり小なりいただいているという状況でございます。

この対応といたしましては、いわゆる通常事業と言われています普通にやる補助事業に頼る
しかないと考えておりますが、基本的には5割程度の地元負担がございますので、その地元
負担をどうやって工面するかというのが事業化できるかどうかの一つの判断になるかと思
います。

それから優先順位ですかけれども、基本的に、道路もそうなんですが、漁港についてもやはり
投資効果というものが問われると思います。当然、投資する額に見合った水揚げがないとこ
ろはどうしても国においても採択されないという部分がございますので、建設課としても毎
年、港勢調査といいますか、漁港でどのぐらいの水揚げがあるかどうか調査をさせていただ
いておりますが、残念ながら、なかなか税務調査と間違えられる点もございますので、しっ

かりした数字はなかなかつかめないという状況でございますので、ぜひそういう漁港がございましたらしっかりした数字をお教えいただければ大変助かると思っております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度南三陸町学校給食センター災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書は2ページ、議案関係参考資料は16ページになりますので、お開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成28年度南三陸町学校給食センター災害復旧工事でございます。

工事場所は、志津川字新井田34番地96の一部でございます。

工事の概要といたしまして、学校給食センター新築工事、延べ床面積が945.2平米でございます。

入札執行日につきましては1月10日でございまして、入札方法は制限つき一般競争入札を実施してございます。

この工事につきましては、12月1日に入札公告を行ってございます。15日まで受け付けをしたところ、下記の4者の申し込みがございました。結果、議案書にあるとおり、株式会社橋本店が最低価格でございましたので、落札に決定をいたしたところでございます。

橋本店の概要でございますけれども、明治11年に会社が設立されております。資本金3億円で、本社が仙台市にございます。役職員合わせまして175名、うち技術者が119名となってございます。直近の2年間の官公工事の完成工事の平均でございますが、約330億円となってございます。今回必要な建築一式の経営審査事項の評価点は1,294点となってございまして、かなり高い点数となってございます。

以下、入札状況については記載のとおりとなってございまして、本工事期間といたしまして、平成29年3月31日となってございますが、大変申しわけございませんが、3月の議会におきまして繰り越しの手続をさせていただきたいと考えてございます。

なお、本施設の供用開始は平成30年4月からと予定をしているところでございます。

17ページに仮契約書を添付してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

それから、18ページ以降につきましては、図面等を添付させていただいてございます。これにつきましては予算計上時の説明に使ったものと同じものでございますので、ご確認をお願いしたいと考えております。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

この場所について、再三、私も国道のそばだから、ごみが入るんではないかということを申しましても、密閉型、衛生型だから大丈夫だろうというご答弁のようなんですけれども、仕事をする上で密閉型、衛生型、新しいシステムでやっていくことはわかるんですけれども、荷物搬入だの残滓処理とかはやはりあけて出入りしなきゃならない。そういう形で、排ガスとかいろんな国道のそばで弊害が出てくると、私的にはですよ、思うわけなんですけれども、ここに決定されて、ここまで図面も出てきていますからですけれども、ただ、人口、今、児童数が減っております。そうした中、今、旧歌津のときの給食センターが今使われていますけれども、大きさは今の現在使用している給食センターと比べてどのようなのか、規模ですね。そして、人数、何人、何食分を今後ここでつくっていくのか、その辺ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、建設規模と食数ということでございます。

現在の給食センターにつきましては、ご存じかと思いますけれども、大変規模としては小さいものでございます。従前の震災前の助作にありました給食センターも1,000平米を切る程度の給食センターでございました。今回、一定程度、規模が大きくなっていますけれども、こちらは中の調理方法といいますか、前は、今もそうですけれども、ウェット方式といいまして、下が水で濡れたような形で調理なんかをしています。今後の衛生のあり方としてはドライ方式ということで、下が水に濡れないような形でやっていくということを基本に考えております。そういう観点から、どうしても床面積が大きくならざるを得ないというところがございますので、こういった規模になっているということです。

それから、あと施設の食数の考え方ですけれども、昨今の動向を踏まえまして、最大の提供能力を1,000食ということで考えてこのような形になったというものです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 常々、私は議場でも現場の声を聞いて、使う人の話を聞いてから設計あるいは新しいものづくりに始まってくださいということを言っているんですけども、今回の場合は、十分その給食センターの職員の方々の意見を取り入れて、それが反映したものであるのかどうか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 設計に当たりましては、今、議員おっしゃるように、所長初め現場で実際業務に従事する方々と十分協議をさせていただいて、逆に意見を取り入れながら設計

を進めているところでございます。

それから、先ほど立地の問題でいろいろちりの問題があるんじゃないかなというご指摘もございましたけれども、19ページの平面図を見ていただくとわかるんですが、食材は一旦左端のプラットホームというところで荷受けをいたします。それで、それぞれ食品に応じた個室に運ぶわけですけれども、個室と調理室はオープンにはなっていない、全ての部屋は閉鎖になっておりますので、直接外気と調理場が触れるということはございません。それぞれ荷受けして一旦置いて、それから下調理室に行って、それから最終的な調理室に行くということになっていますので、最終的にはプラットホームから部屋を3つ隔てないと最低でも調理室には行かないという状況でございますので、それぞれのドアをあけ放しにすれば別ですけれども、通常はそれぞれ閉め切った形で業務を行いますので、議員が懸念されているところは心配ないのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） せっかく新しい建物になるわけで、働く人たちが気持ちよく健康で働くような職場環境づくりに努力するようにお願いして、終わります。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 制限つき一般競争入札ということで、4者の方々が参加をしたということであります。結果的には、仙台に本社を置く橋本店が落札ということになっております。あとの3者を見ますと、皆さん町内の業者さんなんですね。この制限つきという制限の範囲といいますか、設定の仕方といいますか、これもわからないので聞くんですが、例えば町内の業者さんに仕事をしてもらうために、町内に本社を置く業者という制限をつけるのは違法ですかという質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 違法か違法じゃないかという質問でございますが、違法ではございません。今回は宮城県内に本社、支店等を有する事業者ということで、地域制限を設けて入札を執行いたしました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 違法ではないということであります。私もそう思います。やはり、こういった町内での公共事業、できるだけ町内の業者さんに発注をさせるという目的といいますか、町内の業者さんであれば町民の方々が働いているわけですから、雇用の場の確保という観点からも、あるいは税金ですよね、そういうことから、やはり町内の業者さんを優先さ

せることが大事でないのかなと。今後、そういった考え方で進める気持ちがあるのかどうかですね。

宮城県の入札方法に準じるといいますか、それに倣ってやられているんでしょうけれども、やはり町内業者さんを優先に公共事業をしてもらうためにも、そういった内容の方法も大事ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。何か都合悪いんですか、町内の業者さんに落札させると。何かそういうふうな、私も斜めから物の見方しているものですから、何か都合悪いのかなと。遠くの神様、ご利益きくのかなというようなこともありますので、何かあるのかなということなんですが、何もないんでしょう、別に。あっては大変。どうですか、その考え方。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 契約業者の審査委員長としてお話を申し上げさせていただきます。

昨今の入札の状況、いわゆる参加の状況を見ますと、一般競争入札にした場合に、いわゆる応札者がいないというようなことが間々あります。特に地元の業者さんは非常に忙しいということもありますて、実際に公告をしても参加しないという現象が間々あるということがまず1点。

そのほかに、やはり今回の件につきましては事業規模がSランクということで、非常に技術的にも、あるいは技術者の配置についても常に常駐をしなければならないという工事でございましたので、宮城県内の業者さんということで選定をさせていただきました。

今、議員さんがおっしゃるとおり、町内の業者さんに落札していただいて、町内で雇用促進するというのはもちろんございますので、その傾向についてはまさにそのとおりだと思っております。ただし、やはり事業規模によってはなかなか技術者の配置が難しい、あるいは雇用の方を雇用するのが難しいということも想定されますので、そういった場合には県内等の業者に範囲を広げることもやむを得ないのかなと。やはり競争の原理ということもございますので、その辺を加味して判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今のお話はちょっと納得できないものもあるんですけれども。要するに、自分のところでSランクでできるということで参加しているんでしょうから、あの3者の方々は。できない、従業員がいない、人手不足だという方は参加しないわけですから。現実、参加しているんですよ、やりたいということで。そういった解釈のもとで物事を考えてもらいたいということです。それは推測、憶測、勝手ですよ、どんなことを言ってもね。結果を

見て、自分のところで仕事をしたいということで参加しているんですから、やれるということで。今後、町内の業者さんに仕事をしてもらうためにも、そういったことも今後考えていかなければならないんじやないかという話なのでね。今の副町長の答弁ですと何か、推測、憶測だけで物事を言われては困るんです。そういったことです。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

先ほど聞きたかったんですけれども、最大提供食数1,000食ということで答弁ありました。そこで、通常これがでけて、生徒・児童、先生、職員等、合わせて何食ぐらい常時提供するのか、まずそこのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 通常ということでございますと、今年度で申し上げますと、1,060人分を調理してございました。今後1,000食ということで、児童生徒数が若干減っていくことが想定されてございますので、そのような設定をさせていただいているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁で、大体マックスでつくるセンターということでわかりました。そこで、これからちょっとお聞きしたいんですけども、センター方式での学校給食というか、今回こういったやつになるんですけども、この場をもってこのセンター方式に反対するわけではないんですが、今後、聞きたいのは、以前のような、私、以前も聞きましたけれども、学校単独での学校給食の提供というか、今の時代、よその自治体等では実例があるのかどうか、伺いたいと思います。

そこで、いろいろ単独でするとなると、栄養士の方初め、いろんな費用というか経費等かかると思うんですけども、これはセンター方式に比べて、仮に単独でするとすると、町内小学校5校、中学校2校ですか、それに対して何倍ぐらい、当然単独ですると予算はかかるんでしょうけれども、このセンターをつくる上でそういったこともいろいろ検討したとは思うんですが、急での質問なのであれなんですけれども、どれぐらいかかるのか、伺いたいと思います。

そこで、このセンター方式による学校給食において、教育もそうなんですけれども、食育の取り組みというのはどのような形で実現できるのか、伺いたいと思います。よく同僚の議員さん等で、地元食材等を使っていろいろ調理等のあれもありますけれども、そういったこと

も含めて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 自校給食と我々呼んでおりますけれども、自校提供の場合、この近隣にあるかないかということですけれども、気仙沼市においては自校方式をとっているところがあると聞いてございます。どの学校というのまではちょっと今手元にございませんけれども、そのような形でやっている学校があるということは聞いてございます。

あと、自校給食とした場合、どれぐらいの経費に違いがあるのかということですけれども、そこについては詳細にはなかなかどのぐらいということは申し上げられないんですけれども、確実に申し上げられるのは全ての学校に給食施設を新たにつくらないといけないということが当然ながら生じてまいります。調理員もその学校に全て用意しないといけないということになりますので、物件費、人件費ともに相当程度の額になるのではないかと考えてございます。

それから、食育というところです。現在の食育の取り組みということになりますけれども、食事を提供する際に栄養士等が入ってまいります。必要な栄養を計算し、提供していく中で、一つ、給食だよりというのを学校で全て子供たちに配布しております。中にいろいろな折々のことが書いてございますし、こういった食材はこういったものですよというふうな説明もございます。その中で食育といいますか、給食の食べるということに対する考え方を広めたりということもしておりますし、それからあともう一つ、同じようなものといいますか、給食ですので、どこの小学校にいてもどこの中学校にいても同じものを食べるということですので、行事食等もあわせて一つの思い出といいますか、学校給食楽しかったねというところにもつながっていくのかなというふうには思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いろいろ課長より答弁ありましたけれども、自校提供も近隣にはあるということで、そこでもうちょっと詳しく自校にした場合のあれを伺いたいんですけれども、先ほど物件費、人件費、そして建物等というあれがありましたら、ちなみに空き教室等が結構あるところもあるみたいなので、そういうのを改修してもできるんじやないかと思うんですが、それは課長ではなくて、もっと設備するほうの方の、もし試算というか、答弁いただければと思います。

あと食育に関してなんですけれども、先ほどの課長の答弁もありましたように、全町で同じものを食べるという、そういうことも大切なんでしょうねけれども、私思うには、自校方式

ですと地区によっていろいろ食材を変えて地元食材等を提供できるんじやないかと思うんですが、そういう面に関してはどのようにお考えなのか。食育自体は、教育長に伺いたいんですけれども、どのようなスタンスで普通の授業の教育と食育の兼ね合いというか、今はいろんな面で食べ物、アレルギー、その他、抱えている状況でもあると思うので、食育の大切さというか、そこをどのように捉えているか、最後伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） センター方式か自校方式かでございますけれども、多分、20年ほど前の情報で大変申しわけないですが、仙台市はほとんどが自校方式でした、20年前。今はちょっとわかりませんが。何校か回らせていただいた経験がございますけれども。基本的に機材が小型化になると当然人もふえるということで、それから資材といいますか、食材の仕入れもそれぞれまた細かくなってしまうということで、多分余り経済的ではないんだろうということです今はセンター方式が進んできているんだろうと思います。

どのぐらい費用の差が出るのかというと、試算したことはないので大変お答えできないんですけども、多分いろんなメリット、デメリットがあることは間違いないです。ただ、今のところ経済的なメリットが大きいと。それから、学校によって給食に差が出ないということもあって、多分センター方式を採用しているものと思います。答えになっていないかもしれません、以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 食育についてご質問いただいたわけですけれども、食育というのは食を通して、大きい意味ですけれども、人間の生き方だとか、そういうものを子供たちに教えるというのが食育だと思っております。したがいまして、食材の種類だとか栄養だとかということだけではなくて、食を通して他への思いやりだとか、あとはマナーだとか、そういうものを全体的に教えていくというのが食育ではないかと思っております。

現在、各学校には給食担当の給食支援員がいます。この方が、給食センターから入ってくる給食については学校内でいろいろと対応するわけですけれども、そのほかに昨年から南三陸町に給食栄養職員というのが入りました。給食担当栄養職員というのは、簡単に言えば学校の教員と同じような立場でございます。栄養士の方が必要な単位を取って、そして栄養教諭の資格を取って、そして専門的に栄養の指導等に当たっているという方がおりますので、そういう方なども通して食育を子供たちに指導していくというようなやり方をとっています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第3号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、志津川中央地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第3号の細部説明をさせていただきます。

議案書は3ページ、議案関係参考資料は22ページでございます。お開き願います。

議案書3ページに記載しておりますとおり、本議案につきましては志津川中央地区に整備をしております集合タイプの災害公営住宅について、UR都市機構からの買い取りの価格を減額変更するものでございます。

現価格から6億5,811万9,600円を減額し、変更後の金額を34億6,785万8,400円とするものでございます。

議案関係参考資料の22ページに本整備事業の概要を記載してございます。中央地区の集合型

災害公営住宅につきましては、平成27年11月の臨時会におきまして取得についてのご決定をいただき、翌12月から着工し、整備を進めてまいりました。鉄筋コンクリート造の集合住宅4階建て4棟で115戸と、駐車場などの附帯設備を整備したものでございます。来月完成の予定で、今回、事業費を最終精査し、買い取り価格が減額となったものでございます。

変更の主な要因につきましては、23ページ、変更内訳に記載しておりますとおり、建設工事におきまして基礎の変更による増額がございましたが、その他、予備費や見込んでおりました物価上昇や工事途中での増額の設計変更がなかったことなどによる減額が主なものでございます。直接建設費で5億9,580万ほどの減、諸経費で6,200万の減額、合わせて6億5,810万の減額となるものでございます。

24ページから28ページまでには配置図、立面図等を載せておりますが、さきにお示ししたものと変わっておりませんので、参考までにご覧いただきたいと思います。

中央団地の入居につきましては、3月21日からとなってございます。議員の皆様に大変ご心配をおかけしましたが、今回の中央地区の完成をもって、計画しております町内の全ての災害公営住宅、8地区8団地738戸全てが計画どおりに整備完了ということになりました。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時53分 閉会